

現行	改定案
<p>Web 利用明細書サービス利用特約</p> <p>第1条（目的） 本特約は、株式会社東武カードビジネス（以下「当社」という）が発行した東武カードの正会員（以下「会員」という）が、東武グループポイント照会サービスに加え、当社発行の東武カードにかかる利用代金明細書（以下「利用明細書」という）を郵送による方法に代えて電磁的方法により受領するWeb 利用明細書サービス（以下「利用明細書照会サービス」という）を利用することについて定めたものです。家族会員は、利用明細照会サービスを利用いただけません。また、東武カードの内、利用明細照会サービスを利用いただけない一部のカードがあります。</p> <p>第2条（利用明細書照会サービスの利用） 利用明細書照会サービスの利用を希望する会員は、東武グループポイント照会サービスの利用登録をおこなったのち、本特約を承認したうえで当社の定める方法により利用明細書照会サービスの利用登録をおこなうものとします。利用登録が完了した場合に、会員は利用明細書照会サービスを利用できるものとします。なお、利用明細書照会サービスはパソコン等によってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p> <p>第3条（利用明細書照会サービスの登録と通知方法） 1. 会員は、当社が指定するウェブサイトで10日から翌月9日までに所定の方法で利用明細書照会サービスを登録することにより、翌月16日以降に当該</p>	<p>Web 利用明細書サービス利用特約</p> <p>第1条（目的） 本特約は、株式会社東武カードビジネス（以下「当社」という）が発行した東武カードの正会員（以下「会員」という）が、東武グループポイント照会サービスに加え、 当社発行の東武カードにかかる利用代金明細書（以下「利用明細書」という）を郵送による方法に代えて電磁的方法により受領するWeb 利用明細書サービス（以下「利用明細書照会サービス」という）を利用することについて定めたものです。家族会員は、利用明細照会サービスを利用いただけません。また、東武カードの内、利用明細照会サービスを利用いただけない一部のカードがあります。</p> <p>第2条（利用明細書照会サービスの利用） 利用明細書照会サービスの利用を希望する会員は、東武グループポイント照会サービスの利用登録をおこなったのち、本特約を承認したうえで当社の定める方法により利用明細書照会サービスの利用登録をおこなうものとします。利用登録が完了した場合に、会員は利用明細書照会サービスを利用できるものとします。なお、利用明細書照会サービスはパソコン等によってインターネット接続できる環境を整えていることを前提とします。</p> <p>第3条（利用明細書照会サービスの登録と通知方法） 1. 会員は、当社が指定するウェブサイトで10日から翌月9日までに所定の方法で利用明細書照会サービスを登録することにより、翌月16日以降に当該</p>

ウェブサイトへ更新（作成）される電子化された利用明細書の情報にアクセスし、閲覧、内容の確認、利用明細書データを会員のパソコン等にCSV形式でダウンロードすることとします。

2. 利用明細書照会サービスを利用する会員は、通信上のトラブル、インターネット環境などにより、利用明細書が確認できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。

3. 会員の利用明細書照会サービス利用期間中は、当社から会員への利用明細書の郵送は停止するものとします。

#### 第4条（電子メールアドレス）

1. 利用明細書照会サービスに利用する電子メールのアドレスは、パソコン（スマートフォンを含む）用電子メールのアドレスとし、携帯電話用電子メールのアドレスは利用明細書照会サービスに利用できないこととします。

2. 会員は、電子メールのアドレス変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更をおこなうものとします。

#### 第5条（利用明細書照会サービスの解約・中止等）

1. 会員が利用明細書照会サービスの解約を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。

2. 利用明細書の更新（作成）を通知する電子メールが不着と認識されたときは、当該利用明細書に係る明細サービスは中止されます。

3. 当社は、会員について、以下にいずれかの事由が発生した場合、会員の承諾を得ることなく利用明細書照会サービスの提供を終了します。なお、この場合、当社は当該会員に対し終了通知は行いません。

（1）会員が解約等により資格を喪失した場合

（2）当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になった場

ウェブサイトへ更新（作成）される電子化された利用明細書の情報にアクセスし、閲覧、内容の確認、利用明細書データを会員のパソコン等にCSV形式でダウンロードすることとします。

2. 利用明細書照会サービスを利用する会員は、通信上のトラブル、インターネット環境などにより、利用明細書が確認できない場合があることをあらかじめ承認するものとします。

3. 会員の利用明細書照会サービス利用期間中は、当社から会員への利用明細書の郵送は停止するものとします。

#### 第4条（電子メールアドレス）

1. 利用明細書照会サービスに利用する電子メールのアドレスは、パソコン（スマートフォンを含む）用電子メールのアドレスとし、携帯電話用電子メールのアドレスは利用明細書照会サービスに利用できないこととします。

2. 会員は、電子メールのアドレス変更を行った場合には、遅滞なく当社ホームページのサービスメニューから変更をおこなうものとします。

#### 第5条（利用明細書照会サービスの解約・中止等）

1. 会員が利用明細書照会サービスの解約を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。

2. 利用明細書の更新（作成）を通知する電子メールが不着と認識されたときは、当該利用明細書に係る明細サービスは中止されます。

3. 当社は、会員について、以下にいずれかの事由が発生した場合、会員の承諾を得ることなく利用明細書照会サービスの提供を終了します。なお、この場合、当社は当該会員に対し終了通知は行いません。

（1）会員が解約等により資格を喪失した場合

（2）当社が会員に宛てた電子メールが一定期間連続して不着になった場

合

(3) 当社が不適当と判断した場合

4. 本条により利用明細書照会サービスが、中止・解約等された場合、当社は利用明細書を会員宛に郵送します。ただし、中止・解約等の事由が毎月10日から16日の間に発生したときは、利用明細書の郵送が遅れることがあることをあらかじめ承認するものとします。

第6条（本特約の変更）

本特約を変更する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知（当社ホームページに公開するなど）いたします。なお、当社が変更内容を通知もしくは告知した後、会員がカードを使用した場合または退会の申出がなかった場合は、変更事実が承認されたものとします。

平成26年5月9日

合

(3) 当社が不適当と判断した場合

4. 本条により利用明細書照会サービスが、中止・解約等された場合、当社は利用明細書を会員宛に郵送します。ただし、中止・解約等の事由が毎月10日から16日の間に発生したときは、利用明細書の郵送が遅れることがあることをあらかじめ承認するものとします。

第6条（本特約の変更）

本特約を変更する場合は、東武カード会員規約で定める変更方法を準用するものとします。

2020年3月31日